

「金融円滑化法対応委員会」設置ならびに相談・苦情窓口の開設について

平成 21 年 12 月 7 日

興能信用金庫（理事長 安宅 紀久郎）は、このたびの中小企業者等金融円滑化法が施行されたことを受け、中小企業者等への金融円滑化に向けた速やかな対応を図るため、「金融円滑化法対応委員会」を設置いたしました。

昨秋以降の世界的な金融危機の影響によって、実体経済は急速に冷え込んでおり、未だ需要の回復が見込めない中、中小企業の資金繰りは依然として厳しい状態が続いております。

当金庫はこれまでも、中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、また、サポートが必要なお客さまには経営改善支援を行うなど、地域と共に歩んでまいりましたが、今般の中小企業者等金融円滑化法の主旨に則り、更なる柔軟な対応に努めるよう取組みます。

また住宅ローン利用者に対しても、収入の減少により家計に支障を来す場合においては、無理のない返済に向けての支援などによる生計の安定化のための取組みを行ってまいります。

記

■ 金融円滑化法対応委員会の設置

設置日 平成 21 年 12 月 4 日(金)

委員長 専務理事 数馬 雄 晴

■ 条件変更等に関する相談・苦情窓口の設置

【相談窓口】

[全営業店] (平日) 9:00 ~ 15:00

【苦情・相談窓口】

[本部 監査部] TEL 0768-62-8207

以上